

## 第2回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1. 日 時：平成14年3月17日 13:30～16:30

2. 場 所：市民センター

3. 出席者

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、松田武男委員、伊藤幹子委員、  
園田洋子委員、石川啓委員、中村英夫委員、吉田清志委員、大賀好子委員、  
廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員、米本宗弘委員  
（以上14名）

その他一般参加者約60名

4. 内 容： 1) 講演会『市民活動と市民参画』

講師：九州大学助教授

NPO ふくおか副理事長 安立 清史先生

2) 参加団体による情報交換会及び交流会

3) 審議会委員と講師との意見交換会

5. 意見交換会議事概要

(1) 出席者

安立 清史氏

審議会委員：中野新治会長、坂本紘二副会長、松田武男委員、伊藤幹子委員、  
園田洋子委員、石川啓委員、中村英夫委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣  
崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員、米本宗弘委員（以  
上14名）

事務局：新内部長、尾山課長、松木課長補佐

(2) 概要

1) 開会

2) 意見交換

事務局：折角の機会ですので、意見交換会を行ないたい。日頃の疑問を聞ける  
場としたいので、この機会にご指導等をいただけたらと思う。

議長(会長): 今日はこのような場を企画していただき感謝しています。また、適切な講師をよんでいただきありがとうございます。今日の講演会を聞きまして、この会は単に条例を作るだけではなく、その中で下関市がどうなってゆくのかということにつなげていく場と感じました。今やっていることは今後大きな意味をもつのではないのでしょうか。

事務局: ありがとうございます。それでは意見交換会に移りたいと思います。ご自由にお願ひします。

< 以下、議論の内容を項目別に整理 >

#### 講演会について

< 委員 >

- ・ 参加と参画が違う事がよくわかった。
- ・ NPO のようなものに対するニーズが、日本とアメリカでは大きく違い、その中で考えていかなければならないのではないか。
- ・ アメリカと日本では、寄付に対する文化の違いがあるが、その中で日本では寄付に関してどのような対策をしているのであろうか。
- ・ NPO を運用するための資金はどのように調達しているのか。
- ・ 行政の補助金に頼るべきではないのではないか。
- ・ NPO についてはよく理解できたが、NPO と条例をどのように結び付けるかを考えなければならない。
- ・ 雇用対策に NPO が利用されるのはおかしいのではないか。

< 講師 >

- ・ アメリカでは寄付文化があるが、日本では寄付文化がないのは確かである。アメリカでは財団や企業が、NPO の支援を行っている。
- ・ アメリカだけではなく日本でも NPO サポートセンターを NPO が作り、NPO が NPO に対して場所だけでなく、資金やノウハウを提供するようになってきている。

## 意見交換会について

### < 委員 >

- ・ 下関にある NPO の現場の声をもっと聞きたいので、今日のような情報交換会の場をもっと設けて欲しい。

### < 講師 >

- ・ 市民活動を知る場を設けてもらうのを待つのではなく、自分から市民活動を積極的に知りに行くべきだ。

## 市民参画条例について

### < 委員 >

- ・ 市民参画条例の審議期間は短く、この中でどんな条例を作ることができるのだろうか。
- ・ 本来は市民からの要請があって、このような条例を作成するのであろうが、下関の場合は、行政から市民へ呼びかけて作るということになっている。
- ・ この条例の制定は果たして意味があるのか。何の意味があるのか。
- ・ 日本においても前例はないようであるが、世界的にみても前例はないのだろうか。
- ・ 市民参画条例は、市民が行政とどのようにかかわっていくかではなく、自分達が自分達の街を作っていく上で、どのように行政と話し合っていくなかで、それぞれの立場を条例を介して理解できるようになるという代物ではないだろうか。
- ・ 市民参画条例は、市民と行政がお互いを理解する為の基準のようなものではないか。
- ・ 私は他市でいう男女協働参画条例を進めたものが、下関市の市民参画条例であるのかなあというイメージがある。
- ・ 市民のニーズをどのように条例に反映させたらいいのか難しい。
- ・ 自分達がどう自分たちの町を作っていくかを考えた上で、行政とどのようにそれぞれの立場で話し合うことである。
- ・ 条例がなくてもうまくやっている市はある。

- ・ 行政と市民とが同じテーブルで話合う時に、お互いの共通認識として条例が必要なかもしれない。
- ・ 他市のものまねではだめだ。
- ・ 現在の NPO は事業主体の形態であり、必ずしも市民活動の延長にあるものではない。従って、市民参画条例を考えるにあたっては、NPO だけを考えるのではなく、もっと広く考えているいろいろな市民が参画できるかどうかという点を考えるべきである。
- ・ 日々の活動の中のことや、聞いた話や情報を話し合っていけばよいのではないのだろうか。

< 講師 >

- ・ 市民参画条例はまったく前例のない新しい試みと思われる。
- ・ 市民参画条例は、行政と市民とのルール作りではないだろうか。
- ・ 条例を作ったから市民活動が盛んになるとは必ずしも言えない。
- ・ NPO だけが特別扱いということではなく、市民活動に対するガイドラインとして考える方が自然であり、市民参画条例がそれにあたるかもしれない。

事務局：ありがとうございました。まだまだ話は尽きないとは思いますが、お時間がかかりオーバーしておりますので、本日はこのあたりで終らせていただきます。申し訳ございません。最後に部長から一言挨拶させていただきます。

部長：本日はお忙しい中ありがとうございました。講演会・意見交換の中のお話は、今後審議会の中で反映させて頂きたいと思っております。市民参画条例は、下関の将来を考える条例、ルール作りであり、できるところからやっていきたい。今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

< 安立先生退室 >

#### 4) 事務局報告事項

1. 第3回の日程を決定して欲しい
2. 先進地の条例を配布いたします

3 . 2名分の作文の追加がございましたので配布いたします。

5) 審議会開催日について

審議会意見：今後は土日に開催したいと思うが市のほうはどうだろうか。

事務局：かまいません。

次回は平成14年4月20日10時に開催予定（詳細は、後日郵送）

6) 次回の審議について

会長：次回の審議の内容はどうでしょうか。

事務局：言葉の定義付け、例えば“市民活動団体”の定義づけなどを議論していただければと思います。

7) 閉会